# 一般社団法人日本マンション学会支部設置規則

(当初制定: 2011年2月1日 JICL 規則第9号)

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本マンション学会(以下「本会」という。) 定款第57条に定める支部の設置に必要な事項を定めることを目的とする。

# (支部の設置)

- 第2条 一般社団法人日本マンション学会地域委員会設置規則(2010年 JICL 規則 第6号。)第2条により設置された地域委員会は、理事会に対して支部の設置を 申請することができる。
- 2 地域委員会は、前項の申請にあたり、第6条に定める支部幹事候補及び支部規則(案)並びに事業計画(案)その他必要事項を理事会に報告するものとする。
- 3 支部の設置は、当該地域に属する正会員による設立集会の決議、及び理事会の 承認により発効するものとする。
- 4 支部の設置により、地域委員会は廃止される。

(名称)

- 第3条 支部の名称は、一般社団法人日本マンション学会○○支部(○○は地域名) とする。
- 2 地域名は、原則として地域委員会の名称を引き継ぐものとする。

(会員)

- 第4条 支部が設立された地域(以下「当該地域」という。)の会員は当然に支部 に所属する。
- 2 当該地域以外の会員であっても、理事会の承認により希望する支部に所属する ことができる。この場合において、当該会員が所属する地域は、所属を承認され た支部の地域に変更される。

#### (支部の事業)

- 第5条 支部は、定款第4条に定める事業につき、原則として当該地域を対象とした事業を行う。
- 2 前項の事業を行うにあたり、他の地域における諸問題等との比較研究などを行う場合は、当該他の地域を管轄する支部又は地域委員会と連携して行う。

(支部執行部)

第6条 支部業務を司るため、幹事として支部長1名、副支部長1名、会計幹事1 名、その他幹事若干名をおく。

- 2 支部長は、当該支部を代表し、支部の業務を統括する。
- 3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき又は支部長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 会計幹事は、支部の会計事務を担う。
- 5 幹事は、この規則及び第14条に定める支部規則に従い支部の業務を行う。

# (幹事の選任)

- 第7条 幹事の選任は当該地域の正会員から支部集会で選任する。ただし、支部長は、原則として当該地域に帰属する理事又は代議員から選任しなければならない。
- 2 幹事の任期は、代議員の任期に準じる。

#### (幹事会)

第8条 幹事会は支部長、副支部長、会計幹事、幹事をもって構成し、支部の運営 に関し必要 な事項について決定する。

#### (支部監査役)

- 第9条 支部業務を監査するために支部監査役1名以上をおく。
- 2 支部監査役は、支部の業務並びに会計を監査し、監事に報告する。
- 3 支部監査役は、支部その他の推薦等に基づいて監事が指名する。

# (支部集会等)

- 第 10 条 支部長は、支部の事業計画及び事業の実施状況等について支部会員に対して適宜報告しなければならない。
- 2 前項に定める報告を行うために、年1回の通常集会を開催しなければならない。
- 3 支部長は、第2項に定める通常集会のほか、必要に応じて臨時に集会を開催することができる。

### (会計)

- 第 11 条 支部の予算は、事業年度ごとに本会総会で決定された支部ごとの予算の ほか、支部事業収入、寄付金等とする。
- 2 支部の会計年度は毎年2月1日から1月31日までとする。
- 3 会計処理は、本部会計に準じる。
- 4 支部は、年度ごとに仮決算を行うこととし、本部における確認の後に本会決算として扱われる。この場合において、支部決算の繰越金又は欠損金は、原則として翌年度の支部予算に 充当する。

(契約行為)

- 第12条 支部長は、幹事会の承認を得て、支部の事業に属する委託または受託等 の契約締結を会長に申請することができる。
- 2 前項の契約に伴う収支は、支部決算として取り扱う。
- 3 会長が第1項の申請に基づく契約を締結するにあたり、契約金額が50万円を 超える場合は、理事会の承認を得なければならない。

(本部への報告)

- 第13条 各支部は、毎年年度末に(仮)決算及び事業実施状況並びに次年度の事業計画について報告しなければならない。
- 2 各支部は、ニュースレター及びマンション学等の編集担当者に対して、必要に 応じ活動予定の情報及び活動成果物を提供するものとする。

(支部規則)

- 第14条 各支部の組織および運営についての詳細は、各支部の支部規則により定めることができる。
- 2 各支部は支部規則を制定または変更した場合は、速やかに理事会に報告するものとする。

(支部の業務停止措置)

- 第15条 理事会は、支部に不適切な行為があると判断した時は、支部業務の停止 または支部幹 事の交代を求めることができる。
- 2 理事会は、支部が的確な事業を遂行できないと判断したときは、支部の廃止を 行うことができる。この場合において、支部の廃止に伴い当該支部が管轄する地 域の地域委員会が発足するものとし、委員長は理事会の決定に従って会長が指名 する。

(規則の改廃)

第16条この規則の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

この規則は、2011年2月2日から施行する。